# 第199期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

# 第199期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

- 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書| 「連結注記表|
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 川崎重工業株式会社

本内容は、第199期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社のウェブサイト(https://www.khi.co.jp/ir/)に掲載することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされるものです。

# 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. **当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況** 該当事項はありません。
- 2. 当事業年度中において使用人等に対して交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- 3. その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

# 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、会社法に基づく決議を行うとともに、毎期末に内部統制システムの整備・運用状況を確認し、取締役会へ報告しています。当期末における当該基本方針の決議内容及び当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

## I. 内部統制システム整備の基本方針

川崎重工グループは、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する"Global Kawasaki"』という「グループミッション(果たすべき使命・役割)」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規程・ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制として内部統制システムを整備・維持する。また、不断の見直しによってその改善を図ることにより、グループの健全で持続的な成長に資する効率的で適法な企業体制をより強固なものとします。

具体的には、当社は、本基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備・維持・改善を進めることを取締役会において決議しています。

# 1. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①取締役、執行役員及び使用人が行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範(以下「行動規範」という) | として定め、周知する。
  - ②業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し 業務の適正を確保するため、社長を内部統制最高責任者、各事業部門長を内部統制責任者とする 内部統制推進体制を整備し、取締役、執行役員及び使用人のそれぞれに定められている役割と責 任に基づき、内部統制システムを統一的に運用する。

- ③全社コンプライアンス委員会を設置し、行動規範、各種法令及び当社諸規則の遵守を徹底するための各種施策を審議・決定するとともに、その運用状況をモニタリングする。また、本社及び各事業部門にコンプライアンスを推進する部署を設置し、コンプライアンスへの理解と意識を常に高めるよう、行動規範、各種法令及び当社諸規則の遵守に関する啓発及び教育活動を継続的に実施する。
- ④コンプライアンス違反に関する情報を内部通報できる制度の整備及び充実により、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ⑤取締役会において選任された執行役員に業務執行を適切な範囲で委任する一方で、一般株主と利益相反を生じるおそれのない、東京証券取引所規則の定める独立役員である社外取締役を選任することにより、経営全般に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、監査等委員会による経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、その監査機能の充実を図る。
- ⑥内部監査部門は、当社の業務監査、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の実施により、業務 の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

#### (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報(議事録、決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿及び会計伝票、並びにその他の情報)については、社則に基づき、適切に保存・管理する。取締役、取締役に指名された執行役員及び使用人はいつでもそれらの情報を閲覧できるものとする。
- ②秘密情報及び個人情報については、社則に基づき、適切に保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

#### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①多様なリスクに適切に対処するため、リスクの種類に応じ、担当会議体及び担当部署を設定し、 管理方法や管理体制等を整備・運用するとともに、各管理体制の有効性及び実効性を一元的にモニタリングする体制を整備することにより、リスクを個別かつ統合的に管理する。また、重要事項に関しては、取締役会へ報告する体制を整備する。
- ②リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を整備する。
- ③重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理責任者である社長に報告する。
- ④大規模地震等の災害やパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

# (4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「カワサキグループ・ミッションステートメント」で明確にした当社及びその子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の存在意義・役割を踏まえ、グループ全体の長期ビジョンを定め、将来の到達目標を共有する。
- ②長期ビジョン実現に向け、取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行部門にて具体的な経営計画に落とし込み、各組織並びに執行役員及び使用人は計画達成に向けた目標をそれぞれ設定し、実行する。また、取締役会は定期的に経営計画の進捗状況について報告を受け、業務執行状況を監督する。
- ③取締役会の決議に基づき執行役員を選任し、担当業務を定めるとともに、社則に則り各組織の業務分掌を定めることにより、業務執行体制を明確にする。また、社則において決裁権限を規定し、執行役員に適切な範囲で権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ④社則において社長に委譲された権限の行使に際し、その重要性等により、社長の諮問機関として 設置する経営会議において審議を行うことで、業務執行の適正性及び効率性を確保する。また、 執行役員への経営方針・経営計画の周知及び意見交換等の場として執行役員会を設置し、当社グ ループ経営における意思統一を図る。
- ⑤社内カンパニー制度に則り、各事業部門は、委譲された権限と責任の下に自ら意思決定を行い、 環境の変化に適応した機動的な事業運営を行う。また、各カンパニーの業務執行に最終責任を負 うカンパニープレジデントをトップとするカンパニー経営会議等を各カンパニーに設置する。

#### 2. 当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じ、次に掲げる体制の整備に努め、当社グループの業務の適正を確保する。

#### (1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保する ための体制を整備する。
- ②全社コンプライアンス委員会において、当社グループ全体を対象とした、行動規範やコンプライアンスに関する方針及び各種施策を審議・決定する。また、子会社を管理する本社関係部門及び事業部門が連携し、子会社における運用状況をモニタリングする。
- ③当社は、子会社の株主として株主総会における議決権行使による統制を行うとともに、子会社に 適宜、自らは子会社の業務執行に従事しない非常勤の取締役又は非常勤の監査役、あるいはその 両者(以下「非常勤役員」という)を派遣することにより、経営の監督・監視を行う。また、当 社に子会社の管理業務を統括する部署を設置し、適正なグループ経営を管理する体制を整備す る。

④当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の 適正及び財務報告の信頼性を確保する。

#### (2) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、子会社へ派遣した非常勤役員を通じ、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ②子会社はその経営状況を、経営報告として定期的に当社へ報告するとともに、社則に基づき、経営上の重要な意思決定事項に関し、事前に当社主管部門と協議する。

## (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ②当社は、子会社においてリスクが顕在化した際に備え、各子会社が危機への対処方針を策定し、 危機管理に関する体制を整備するよう指導する。
- ③重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに当社に 報告する。

#### (4) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、「カワサキグループ・ミッションステートメント」、長期ビジョン及び経営計画等に示される基本的な考え方・ビジョンを共有し、当社グループ全体としての到達目標を明確化することにより、適正目つ効率的な業務執行が行われる体制を整備する。
- ②子会社に決裁基準を整備させ、業務執行の効率化を図る。

# 3. 当社監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

- (1) 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 監査等委員会の要請に応じて、必要な専任の使用人を配置する。
- (2) 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人の当社取締役(監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)を除く。)からの独立性に関する事項、及び当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令に服するものとし、その人事 異動、人事考課及び懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

- (3) 当社取締役(監査等委員を除く。)及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制
  - ①当社監査等委員は、取締役会、経営会議、執行役員会、サステナビリティ委員会、全社コンプライアンス委員会等の全社会議体へ出席し、当社取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人は、これら会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、グループ経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を当社監査等委員会に対して報告する。
  - ②当社取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちに当社監査等委員会に報告する。
  - ③子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を 発見した際には、これを直ちに当社主管部門に報告する。当該報告を受けた当社主管部門は、そ の内容を当社監査等委員会に報告する。
  - ④社則に基づき、当社執行役員及び使用人は、社内稟議の回覧を通じて、当社監査等委員会に対して当社グループの業務執行に関する報告を行う。
  - ⑤当社監査部及び会計監査人は、適時に、当社監査等委員会に対して、当社グループの監査状況に ついての報告及び情報交換を行う。
- (4) 前記(3)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前記(3)の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定し、子会社についても、その社則において同様の内容を規定させる。

(5) 当社監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (6) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役(監査等委員を除く。)と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的に情報及び 意見交換するとともに、監査等委員は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、取締役 (監査等委員を除く。)及び執行役員の職務執行に関して直接意見を述べる。
  - ②当社及び子会社の取締役は、当社監査等委員会が当社内部監査部門及び子会社の監査役等との連携を通じて、より実効的目つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

- ③当社及び子会社は、当該会社の監査等委員若しくは監査役の選任議案や、監査等委員若しくは監査役の報酬等について、法令・定款に従い、当該会社の監査等委員会若しくは監査役の同意又は 監査等委員会若しくは監査役会の決定を得る。
- ④当社が選任する監査等委員には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者 1 名以上を含むものとする。

#### 4. 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、行動規範において、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを規定し、全取締役、執行役員及び使用人に対し周知徹底する。

また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等外部の専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

#### Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

#### 1. 内部統制システム全般に関する取り組み

- ①当社グループの役員及び使用人が行動するに際しての判断のよりどころとなる倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」(以下、「行動規範」という)として規定し、従業員への冊子配布やイントラネットへの掲載、各種研修の実施等により、周知徹底を図っています。
- ②内部監査部門による当社グループを対象とした業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施 し、業務の有効性及び効率性並びに財務報告の信頼性を確保しています。なお、新型コロナウイル ス感染拡大に伴う海外渡航規制により、当期の海外子会社監査はリモートにて実施しています。

# 2. コンプライアンスに関する取り組み

- ①当社グループ全体としてコンプライアンスを推進するための各種施策を審議・決定し、その遵守状況をモニタリングする全社コンプライアンス委員会を設置し、関連社則の整備や「コンプライアンスガイドブック」(以下、「ガイドブック」という)の作成・配布、各種研修の実施や内部通報制度の運用等を主導しています。また、事業部門毎にコンプライアンス活動を行う事業部門コンプライアンス委員会を設置し、それぞれの事業環境に即した取り組みを展開しています。
- ②反社会的勢力との関係遮断について、行動規範に規定するとともに、具体的な禁止事例を列挙した ガイドブックの配布や職場での浸透活動等により、周知徹底を図っています。

#### 3. リスク管理に関する取り組み

- ①「リスク管理規則」に基づき、全社的リスク管理体制を構築するとともに、具体的なリスク管理の実施手順をマニュアル化し、想定されるリスクをグループ共通の尺度で網羅的に把握することにより、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避及び極小化に努めています。また、2021年度から当社リスク対応の見える化、当社が重視すべきリスク対応の特定、顕在化懸念が高まったリスクの適宜報告と審議を目的としてリスクモニターを開始しており、今後定着化を図っていきます。
- ②リスクが顕在化した際は、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理者を設置し、損失を最小化するための体制を整備します。また、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理責任者である社長に報告します。
- ③大規模災害やパンデミック等の発生に備え、事業部門毎に事業継続計画を策定し、毎年評価・見直しを行っています。また、被災時に損失を極小化するための体制をあらかじめ整備・構築しています。 当期においては、国内主要地区の災害発生時の被害想定の改定や、防災避難訓練及び事業継続訓練を 実施するとともに、全使用人を対象とした安否確認訓練を実施しました。なお、新型コロナウイルス の感染拡大に対しては、緊急事態における行動指針や事業継続計画に基づき、適切な感染防止対策を 実施しています。

#### 4. 取締役の職務執行の効率性確保に関する取り組み

- ①取締役会にて決定した経営方針や経営計画を、社長を筆頭とする業務執行体制にて実行し、その進 捗状況を定期的に取締役会へ報告しています。当期においては、グループビジョン2030の実現に 向け、全執行役員がコミットメントを表明するとともに、各事業分野における目指すべき姿や短期 経営計画を定め、これらの実現・達成に努めています。
- ②取締役会から重要な業務執行の決定の一部を社長以下へ委任するとともに、業務分掌及び決裁権限を社則にて規定し、適切に運用することにより、取締役及び各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図っています。また、子会社に対しても業務執行の効率化に向けた各種指導を行っています。

#### 5. 子会社管理に関する取り組み

①コンプライアンス及びリスク管理については、当社グループ全体として取り組んでおり、各子会社 の事業内容や規模、地域、重要性等に応じた体制の整備及び運用を進めています。 ②当社から子会社へ非常勤役員を派遣し、子会社の取締役会等への出席を通じて子会社の経営を監督・監視するとともに、子会社から定期的に経営状況の報告を受けています。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、社則に基づき、当社主管部門と当該子会社との間で事前協議の上、決定しています。

#### 6. 当社監査等委員会による監査の適正性確保に関する取り組み

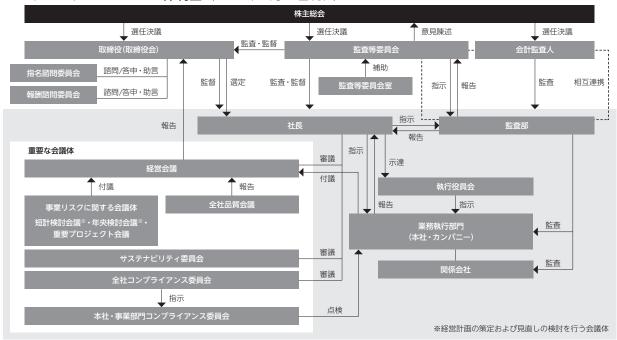
- ①監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、専任の使用人を2名配置しています。これらの使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っています。
  - また、内部監査部門の独立性を確保するため、内部監査部門長の人事異動・人事評価・懲戒処分等についても、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っています。
- ②監査等委員は、当社の重要な会議体に出席しており、取締役(監査等委員を除く)、執行役員及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務遂行状況等を当該会議体を通じて監査等委員会へ報告しているほか、社則に基づき、社内稟議の回覧を通じて業務執行に関わる報告を行っています。
- ③監査等委員会監査への協力、又は「内部統制システム整備の基本方針」に基づく監査等委員会への報告を行った者に対して不公正・不利益な取扱いを行うことを禁止する規程を整備しています。また、子会社においても、規程の整備等、各子会社の地域や規模、機能等に応じた仕組みや体制の整備を進めています。
- ④監査部及び会計監査人は、定期的に監査等委員会と連絡会又は会合を開き、情報交換や意見交換を 行うことにより、緊密な連携を図っています。
- ⑤監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払等の請求に関する規程を整備し、周知しています。

# ご参考

#### [コーポレート・ガバナンスの体制]

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問 委員会を設置し、業務執行機関として経営会議、執行役員会等を設置しています。

#### コーポレート・ガバナンス体制図 (2022年3月31日現在)



#### 業務執行体制

業務執行に関しては、経営環境の急速な変化に対応できる体制として執行役員制度を採用し、業務執行決定権限の相当部分を、業務執行取締役及び取締役会にて選定された執行役員に委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

社内(男性) 社外(男性) ☆社外(女性) ★★議長

#### 取締役会 13回/年 開催 -

取締役会は13名の取締役(うち、5名は監査等委員である取締役)で構成し、議長は取締役会の決議により会長が務めています。取締役には業務執行から独立した6名の社外取締役(うち、3名は監査等委員である取締役)を選任しているほか、取締役と各事業責任者(カンパニープレジデント)を分けることにより経営の監督と執行の分離を進め、取締役会の監督機能の強化を図っています。

#### 監査等委員会 17回/年 開催

監査等委員会は社外取締役3名を含めた取締役5名で構成し、監査の実効性確保のため、社内取締役2名を常勤の監査等委員として選定するとともに、財務報告の信頼性確保のため財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員を配置しています。



#### 指名諮問委員会 12回/年 開催

取締役会における審議の透明性及び客観性の向上を目的に、取締役会の 諮問機関として、議長及び構成員の過半数を社外取締役で構成する指名諮 問委員会を設置しています。指名諮問委員会は、役員選解任に関する方 針・基準及び役員選解任案についての妥当性などについて審議し、取締役 会に答申もしくは助言を行っています。



#### 報酬諮問委員会 12回/年 開催

取締役会における審議の透明性及び客観性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として、議長及び構成員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しています。報酬諮問委員会は、役員報酬に関する方針・制度及び個別報酬の妥当性などについて審議し、取締役会に答申もしくは助言を行っています。



#### ●経営会議

グループ経営全般における社長の諮問機関として、業務執行取締役及びカンパニープレジデント等で構成する経営会議を 設置し、業務執行における重要事項等を審議しています。なお、業務執行監査の観点から常勤の監査等委員である取締役 も出席しています。

#### ●サステナビリティ委員会

社会・環境及び当社グループのサステナビリティ推進を目的に、社長を委員長とし、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)、カンパニープレジデント、サステナビリティ担当役員、本社各本部長等で構成するサステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会はサステナビリティ推進のための各種施策の審議・決定及び達成状況や遵守状況のモニタリングを行っています。なお、業務執行監査の観点から監査等委員である取締役、及び広く社外の知見や意見を委員会の意思決定に反映させる観点から社外取締役も出席しています。

(単位 百万円)

				(+1	L [[/]]
	株	主		資	本
	資本金	資 本 剰 余 金	利益剰余金	自己株式	株主資本合 計
当期首残高	104,484	54,542	306,576	△136	465,467
会計方針の変更による累積的影響額			△39,639		△39,639
会計方針の変更を反映した当期首残高	104,484	54,542	266,937	△136	425,827
当期変動額					
新株の発行		1,916			1,916
剰余金の配当			△3,357		△3,357
親会社株主に帰属する当期純利益			21,801		21,801
自己株式の取得				△994	△994
自己株式の処分		2		1	3
自己株式処分差損の振替		0	△0		_
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△935			△935
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	983	18,444	△992	18,435
当期末残高	104,484	55,526	285,381	△1,129	444,262

	そ(	り他の	包 括 利	益累富	+ 額		
	その他 有価証券 評価差額金	繰 へ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持 分	純 資 産合 計
当期首残高	1,955	△179	△931	△979	△134	17,442	482,775
会計方針の変更による累積的影響額							△39,639
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,955	△179	△931	△979	△134	17,442	443,135
当期変動額							
新株の発行							1,916
剰余金の配当							△3,357
親会社株主に帰属する当期純利益							21,801
自己株式の取得							△994
自己株式の処分							3
自己株式処分差損の振替							_
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△935
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△530	△11	24,516	11,078	35,052	1,899	36,951
当期変動額合計	△530	△11	24,516	11,078	35,052	1,899	55,386
当期末残高	1,424	△191	23,585	10,098	34,917	19,342	498,522

# 連結注記表

※記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

#### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

計101社

(国内) カワサキモータース(株)、川重商事(株)、川崎車両(株)、

(株)カワサキマシンシステムズ、(株)カワサキモータースジャパン、日本飛行機(株)、

(海外) Kawasaki Motors Corp., U.S.A.、Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.、

Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co.,Ltd.,

Kawasaki Motors Europe N.V.、川崎精密機械(蘇州)有限公司、

Kawasaki Rail Car, Inc., Kawasaki Robotics (USA), Inc.,

川崎摩托(上海)有限公司、Flutek, Ltd.

連結子会社の増加3社のうち、2社については新規設立のため、他1社については株式を追加取得し連結子会社化したため連結の範囲に含めています。

連結子会社の減少1社については、他の連結子会社に吸収合併されたため連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

グリーンパーク千葉新港(株)他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

# 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 20社

主要な会社名 南通中遠海運川崎船舶工程有限公司

持分法適用関連会社の増加3社については新規設立のため、当連結会計年度より持分法の適用範囲 に含めています。

持分法適用関連会社の減少2社のうち、1社については株式を譲渡したため、他1社については株式を追加取得し連結子会社化したため持分法の適用範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (グリーンパーク干葉新港(株)他) 及び関連会社 (民間航空機 (株)他) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法 の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため 持分法の適用範囲から除外しています。

#### 3. 重要な会計方針

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券
    - イ 満期保有目的の債券

主として償却原価法(定額法)を採用しています。

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) を採用しています。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚制資産

主として個別法、移動平均法及び先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

③ デリバティブ

時価法を採用しています。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
    - 主として定額法を採用しています。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### (3) 重要な引当金の計ト基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

④ 受注工事損失引当金

当連結会計年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しています。

⑤ 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金

当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー(RRSP)方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (5) 重要な収益及び費用の計ト基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社グループの収益認識の要件は以下のとおりです。

① 一時点で充足される履行義務

物品の販売に係る収益は、製品の販売等によるものであり、顧客との契約に基づいて物品を引き渡す履行義務を負っています。物品の販売については、支配の移転の要件が満たされる物品の引渡日又は検収日に収益を認識しています。これは、物品の引渡又は検収の時点で顧客が約束された資産に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるとの判断に基づくものです。物品等の販売による収益は、契約において約束した対価から値引き及び割戻しを控除した金額で測定しています。

② 一定の期間にわたり充足される履行義務

工事契約、役務の提供に係る収益は、顧客からの受注に基づく製品の製造と、それに伴う製品のメンテナンス等によるものであり、顧客との契約に基づいて財又はサービスを提供する履行義務を負っています。工事契約、役務の提供については、財又はサービスに対する支配を一定期間にわたり移転するため、履行義務の完全な充足に向けて合理的に進捗度を測定することにより収益を認識しています。進捗度の測定は、顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質を考慮しており、現時点の累計発生原価の取引全体の見積り総原価の割合などに基づくインプット法、又は経過した期間の契約期間全体に占める割合や現時点までの提供済み役務の提供予定の役務全体に占める割合などに基づくアウトプット法に基づいています。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲で収益を認識しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足時点から通常1年以内に受領しています。なお、対価に重大な金融要素は含まれていません。

当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供していますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務として区別していません。

リベート及び事後的な値引きなど、対価の変動を含む取引契約については、その不確実性が解消される際に重大な売上収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で当該変動価格を見積り、取引価格を決定しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法
  - ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

^	ツ	ジ	手	段	^	ツ	ジ	対	象
為替予約、	通貨オプ	ション			外貨建金	&銭債権・債	務等(予定)	取引を含む)	
金利スワッ	ップ、通貨ス	スワップ			借入金				

③ ヘッジ方針

各社社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん相当額の償却については、その効果の及ぶ期間を見積り、当該期間において均等償却を行っています。ただし、金額的重要性が乏しいものについては、発生年度において一括償却しています。

- (9) その他連結計算書類作成のための重要な事項
  - ① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

#### (会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、当社が参画している民間航空エンジンプログラムに関連して負担する費用の一部について、従来は売上原価に計上していましたが、顧客に支払われる対価として売上高から減額する方法に変更しています。これに伴い、従来仕掛品に計上していた民間航空エンジンプログラムに係る開発分担金については、投資その他の資産に振替を行っています。また、民間航空エンジンプログラムのアフターサービス業務については、従来は当社のメインパートナーからの通知情報に基づいて売上高及び売上原価を計上していましたが、履行義務の充足に基づいて収益を認識するとともに、収益認識時に変動対価及び顧客に支払われる対価を見積もって計上する方法に変更しています。このほか、民間航空エンジンプログラムに関して当社が参画割合に応じて負担する一種の値引きについて、従来はメインパートナーからの通知情報に基づいて計上していましたが、収益認識時に当該値引きの金額を変動対価として見積もって計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示し、「流動負債」の「販売促進引当金」は、「流動負債」の「その他」に含めて表示しています。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が102,800百万円、売上原価が108,128百万円減少したことにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ5,327百万円増加しています。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の 利益剰余金の期首残高は39.639百万円減少しています。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

#### (表示方法の変更)

#### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額 的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。

#### (会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

あります。

- (1) 連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 86,249百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ① 見積りの算出方法 繰延税金資産は、事業計画を基礎として将来の一定期間における課税所得の発生やタックスプランニングに基づき、同収可能性を検討しています。
  - ② 見積りの算出に用いた主な仮定 事業計画における主要な要素である売上高及び利益の予測は、将来の経済情勢の変動やその他の 要因について一定の仮定を置いたうえで実施しています。
  - ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響 将来に係る見積りは、将来の経済情勢の変動(新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の状況等)、その他の要因により影響を受けます。当社グループは、回収可能性の見積りを合理的に行っていますが、これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性が

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額

941.530百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産 投資有価証券 41百万円

関係会社株式536百万円その他13百万円

合計 590百万円

(2) 担保に係る債務その他6百万円合計6百万円

3. 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務

26,514百万円

4. 一部の海外 L N G タンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社 は損害 (約510億円)を被りました。本事案については、 I C C (The International Chamber of Commerce) へ仲裁申立を行っています。なお、本事案は今後仲裁を通じて解決を図っていく予定であり、仲裁による回収見込額を投資その他の資産「その他」に計上しています。

#### (連結損益計算書に関する注記)

- 1. 固定資産売却益は、当社の四日市土地の売却によるものです。
- 2. 減損損失

当社エネルギーソリューション&マリンカンパニーの坂出工場に係る資産について、現在の市場環境を 前提に収益性が低下したことに伴うものです。

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普诵株式

167.921.800株

- 2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決議	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
2021年11月9日 取締役会	3,357百万円	20.0円	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 2021年11月9日取締役会の決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式に対する配当金8万万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会			2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式に対する配当金8百万円が含まれています。

#### (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金のうち、長期的な運転資金や設備投資資金は主に銀行借入や社債の発行により調達し、短期的な運転資金は、銀行借入や短期社債(電子コマーシャル・ペーパー)の発行などにより調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて為替予約等を利用してヘッジしています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務について、その支払期日は、ほとんどが1年以内です。また、その一部には、資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、そのほとんどが同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債は、主として運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約18年後です。このうち一部は、変動金利や外貨建てであるため金利や為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引や通貨スワップ取引)を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 重要な会計方針 (7) 重要なヘッジ会計の方法|のとおりです。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません((\*) 2を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)1	時 価(*) 1	差額
(1) 投資有価証券	4,112	4,112	_
(2) 社債	(180,000)	(177,997)	2,003
(3) 長期借入金	(194,297)	(193,865)	431
(4) デリバティブ取引	(6,476)	(6,476)	_

- (\*) 1 負債に計上されているものについては() で示しています。
  - 2 市場価格のない株式等

関係会社株式、関係会社出資金、非上場株式等(連結貸借対照表計上額83,925百万円)は、市場価格のない株式等であるため、上表には含めていません。

#### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 百万円)

□ □	分	時		価		
	73	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計	
投資有価証券						
その他有価証券						
株式		3,907	_	_	3,907	
その他		_	_	205	205	
デリバティブ						
通貨関連		_	4,498	_	4,498	
金利関連		_	_	_	_	
資産計		3,907	4,498	205	8,610	
デリバティブ取引						
通貨関連		_	10,925	_	10,925	
金利関連		_	48	_	48	
負債計		_	10,974	_	10,974	

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 百万円)

区分		時			価
	分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
社債		-	177,997	_	177,997
長期借入金		_	193,865	_	193,865
負債計		_	371,862	_	371,862

# (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

#### 社債

社債の時価については、市場価格によっております。市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しています。

# 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しています。

#### デリバティブ取引

為替予約は報告期間の末日の先物為替相場に基づき、金利スワップは報告期間の末日における金利を基に将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しており、観察可能なインプットを用いて算定していることから、レベル2の時価に分類しています。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2.861.25円

2. 1株当たり当期純利益

130.26円

# (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「航空宇宙システム」、「車両」、「エネルギーソリューション&マリン」、「精密機械・ロボット」、「モーターサイクル&エンジン」、「その他事業」の6つの事業を基本として構成しています。その上で、顧客との契約から生じる収益についての理解のため、報告セグメントの一部(「航空宇宙システム」、「エネルギーソリューション&マリン」、「精密機械・ロボット」)を、さらに製品の種類に基づき区分した形で収益を分解しています。

なお、「精密機械・ロボット」、「モーターサイクル&エンジン」、「その他事業」の取引は、主に一時点で充足される履行義務のため、原則として物品の引渡日又は検収日に収益を認識しています。「航空宇宙システム」「車両」「エネルギーソリューション&マリン」の取引には、一時点で充足される履行義務のほか、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれており、合理的に進捗度を測定し収益を認識しています。進捗度の測定は、当社グループの多くの取引では主として発生したコストに基づいたインプット法により行っていますが、「航空宇宙システム」、「車両」、「エネルギーソリューション&マリン」の一部の役務の提供(メンテナンス契約等)についてはアウトプット法により行っています。

# (1)製品の種類別の内訳

(単位 百万円)

		報告セグメント					
	航空宇宙システム	車両	エネルギーソ リューション &マリン	精密機械・ロボット	モーター サイクル &エンジン	その他事業	合計
航空宇宙	232,025						232,025
航空エンジン	66,186						66,186
車両		126,684					126,684
エネルギー・環境プラント			232,324				232,324
船舶海洋			64,981				64,981
精密機械				163,117			163,117
ロボット				89,560			89,560
モーターサイクル&エンジン					447,927		447,927
その他事業						78,070	78,070
外部顧客への売上高	298,212	126,684	297,306	252,678	447,927	78,070	1,500,879

# (2)地域別の内訳

(単位 百万円)

		報告セグメント					
	航空宇宙システム	車両	エネルギーソ リューション &マリン	精密機械・ロボット	モーター サイクル &エンジン	その他事業	合計
日本	179,415	74,636	234,172	68,009	36,761	71,481	664,476
米国	83,756	34,396	1,786	22,735	214,961	309	357,945
欧州	30,790	_	7,809	11,342	72,910	145	122,998
アジア	5	17,651	27,803	144,156	82,597	5,371	277,586
その他	4,244	_	25,734	6,434	40,696	761	77,872
外部顧客への売上高	298,212	126,684	297,306	252,678	447,927	78,070	1,500,879

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する 注記等「3. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計 ト基準 に記載のとおりです。

#### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	323,402
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	343,493
契約資産(期首残高)	106,270
契約資産(期末残高)	75,131
契約負債(期首残高)	159,476
契約負債(期末残高)	256,189

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれています。

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する権利が時の経過のみを要求される無条件な状態となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金等を含めています。

なお、当連結会計年度において、契約負債が96,713百万円増加していますが、主に「航空宇宙システム」の取引によるものです。契約資産の残高に重大な変動はありません。

認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものの金額は、当連結会計年度において149,791百万円です。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足していた履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

# (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。 なお、当社グループは実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について 注記の対象に含めていません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていな い重要な変動対価の額等はありません。

	航空宇宙 システム	車 両	エネルギーソ リューション & マ リ ン	合 計
1年以内	88,416	87,812	87,776	264,005
1年超2年以内	65,859	22,961	49,124	137,944
2年超3年以内	52,630	16,274	35,753	104,658
3年超4年以内	18,045	9,956	20,332	48,334
4年超5年以内		_	11,519	11,519
5年超10年以内		_	37,797	37,797
10年超		_	14,651	14,651
合計	224,951	137,004	256,955	618,911

(注) 「精密機械・ロボット」、「モーターサイクル&エンジン」、「その他事業」の履行義務は主に一時点で充足されるため記載していません。

#### (その他)

(企業結合・事業分離に関する注記)

共通支配下の取引等

2021年10月1日付で、当社の車両事業及びモーターサイクル&エンジン事業を会社分割(簡易吸収分割)の方法により川崎車両(株)及びカワサキモータース(株)へ承継させました。

- (1) 取引の概要
  - ① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容 車両事業及びモーターサイクル&エンジン事業
  - ② 企業結合日 2021年10月1日
  - ③ 企業結合の法的形式 当社を分割会社とし、当社の完全子会社である川崎車両(株)及びカワサキモータース(株)を承継会社 とする吸収分割(簡易吸収分割)
  - ④ 結合後企業の名称変更なし。
  - ⑤ 取引の目的を含む取引の概要

「車両事業

鉄道システムは、環境に優しく日常生活に密着した公共交通手段として、人口集中による大都市

の混雑緩和や環境対策のための都市交通整備、アジア諸国の経済発展に伴う鉄道インフラニーズなど、今後も世界的に安定した市場成長が見込まれる一方、足元では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内では乗客数減少に対応した投資計画の見直し、海外では新線の建設工事の遅れが現実となりつつあります。

このような認識の下、鉄道システム全体におよぶ需要とそのソリューションに対応すべく、業界関係各社との連携・協業を含め、機動的かつ柔軟に取り組んでいく体制を整えることを目的として、車両事業を承継会社へ吸収分割しました。

#### [モーターサイクル&エンジン事業]

二輪車及びオフロード四輪車をはじめとするパワースポーツ事業、汎用エンジン事業は、CASE(※)に代表される100年に1度の大変革期を迎え、環境規制対応、電動化や先進安全技術分野での協業も進みつつあります。主力のパワースポーツ事業は、当社の中で唯一のB to C 事業であり、機動的かつ果敢な意思決定が必要とされる事業特性があります。

このような事業環境の下、会社分割を通じて、自律的な事業運営体制を確立することによりスピード感のある経営を遂行し、新たなライフスタイルの提案など、顧客に密着した製品・サービスの提供を通じて、さらに強固なブランドの構築と事業の持続的成長を図ることを目的として、モーターサイクル&エンジン事業を承継会社へ吸収分割しました。

※CASE: Connected (コネクティッド) 、Autonomous / Automated (自動化) 、Shared (シェアリング) 、Electric (電動化) の頭文字をつなげた造語

# (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(単位 百万円)

		株 主 資 本						
		資本乗	훼수수	利益剰余				株主資本
	資本金	貝中オ		その他利益剰			自己株式	
	只 平 亚	資本準備金	その他	特別償却	固定資産	繰越利益		숨 計
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資本剰余金	準備金	圧縮積立金	剰余金		
当期首残高	104,484	52,210	_	1,274	5,147	124,295	△136	287,276
会計方針の変更による累積的影響額						△39,600		△39,600
会計方針の変更を反映した当期首残高	104,484	52,210	_	1,274	5,147	84,695	△136	247,676
当期変動額								
新株の発行		1,916						1,916
剰余金の配当						△3,357		△3,357
当期純利益						21,269		21,269
自己株式の取得							△994	△994
自己株式の処分			△0				1	1
自己株式処分差損の振替			0			△0		_
特別償却準備金の取崩				△407		407		_
固定資産圧縮積立金の取崩					△190	190		_
株主資本以外の項目の								
当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	1,916	_	△407	△190	18,509	△992	18,834
当期末残高	104,484	54,126	_	866	4,957	103,205	△1,129	266,511

	評価			
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合 計
当期首残高	988	△516	472	287,749
会計方針の変更による累積的影響額				△39,600
会計方針の変更を反映した当期首残高	988	△516	472	248,148
当期変動額				
新株の発行				1,916
剰余金の配当				△3,357
当期純利益				21,269
自己株式の取得				△994
自己株式の処分				1
自己株式処分差損の振替				_
特別償却準備金の取崩				_
固定資産圧縮積立金の取崩				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△203	90	△112	△112
当期変動額合計	△203	90	△112	18,722
当期末残高	785	△426	359	266,870

# 個別注記表

※記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。

#### (重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。
    - ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

- (3) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しています。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しています。
  - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

- 3. 引当金の計ト基準
  - (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しています。

(3) 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

(4) 受注工事損失引当金

当事業年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で 当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上してい ます。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産(退職給付信託 を含む)の見込額に基づき計上しています。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法に ついては、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金

当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー(RRSP)方式で参画しているロールス・ロイス 社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費 用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社の収益認識の要件は以下のとおりです。

#### ① 一時点で充足される履行義務

物品の販売に係る収益は、製品の販売等によるものであり、顧客との契約に基づいて物品を引き渡す履行義務を負っています。物品の販売については、支配の移転の要件が満たされる物品の引渡日又は検収日に収益を認識しています。これは、物品の引渡又は検収の時点で顧客が約束された資産に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるとの判断に基づくものです。物品等の販売による収益は、契約において約束した対価から値引き及び割戻しを控除した金額で測定しています。

#### ② 一定の期間にわたり充足される履行義務

工事契約、役務の提供に係る収益は、顧客からの受注に基づく製品の製造と、それに伴う製品のメンテナンス等によるものであり、顧客との契約に基づいて財又はサービスを提供する履行義務を負っています。工事契約、役務の提供については、財又はサービスに対する支配を一定期間にわたり移転するので、履行義務の完全な充足に向けて合理的に進捗度を測定することにより収益を認識しています。進捗度の測定は、顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質を考慮しており、現時点の累計発生原価の取引全体の見積り総原価の割合などに基づくインプット法、又は経過した期間の契約期間全体に占める割合や現時点までの提供済み役務の提供予定の役務全体に占める割合などに基づくアウトプット法に基づいています。なお、進捗度を合理的に見積れないが、発生するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲で収益を認識しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足時点から通常1年以内に受領しています。なお、 対価に重大な金融要素は含まれていません。

当社では、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供していますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務として区別していません。

リベート及び事後的な値引きなど、対価の変動を含む取引契約については、その不確実性が解消される際に重大な売上収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で当該変動価格を見積り、取引価格を決定しています。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の処理
  - ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

^	ツ	ジ	手	段	^	ツ	ジ	対	象
為替予約、	通貨オプ	ション			外貨建金	金銭債権・債	務等(予定	取引を含む)	
金利スワ	ップ、通貨	スワップ			借入金				

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定となります。

#### (会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、当社が参画している民間航空エンジンプログラムに関連して負担する費用の一部について、従来は売上原価に計上していましたが、顧客に支払われる対価として売上高から減額する方法に変更しています。これに伴い、従来仕掛品に計上していた民間航空エンジンプログラムに係る開発分担金については、投資その他の資産に振替を行っています。また、民間航空エンジンプログラムのアフターサービス業務については、従来は当社のメインパートナーからの通知情報に基づいて売上高及び売上原価を計上していましたが、履行義務の充足に基づいて収益を認識するとともに、収益認識時に変動対価及び顧客に支払われる対価を見積もって計上する方法に変更しています。このほか、民間航空エンジンプログラムに関して当社が参画割合に応じて負担する一種の値引きについて、従来はメインパートナーからの通知情報に基づいて計上していましたが、収益認識時に当該値引きの金額を変動対価として見積もって計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しています。この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が79,515百万円、売上原価が84,718百万円減少したことにより、営業損失が5,203百万円改善し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ5,203百万円増加しています。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余 金の期首残高は39,600百万円減少しています。 (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
  - (1) 計算書類に計上した金額 繰延税金資産 79,813百万円
  - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 「連結計算書類 (会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しています。
- 2. 関係会社株式の評価
  - (1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 86,400百万円(うち(株)メディカロイドへの投資 7,955百万円)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ① 見積りの算出方法

関係会社株式の評価は、移動平均法による原価法を適用しており、株式の実質価額が取得価額に 比べて著しく低下した場合には、事業計画を入手し回復可能性を検討しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定、及び翌年度の計算書類に与える影響

メディカロイド株式については、メディカロイドが作成した事業計画を基に回復可能性の検討を行っています。当該事業計画については今後の市場の成長、販売数量、価格、関連費用等の見積りにおいて不確実性が伴います。これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により事業計画の達成が困難になった場合には、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

# (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 558,397百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権180,638百万円長期金銭債権431百万円短期金銭債務93,529百万円

3. 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務 46,559百万円

4. 一部の海外 L N G タンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社 は損害 (約510億円) を被りました。本事案については、 I C C (The International Chamber of Commerce) へ仲裁申立を行っています。なお、本事案は今後仲裁を通じて解決を図っていく予定であり、仲裁による回収見込額を投資その他の資産「その他」に計上しています。

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 295,336百万円 仕入高 143.411百万円

その他 3,784百万円

2. 固定資産売却益は、四日市土地の売却によるものです。

3. 減損損失は、エネルギーソリューション&マリンカンパニーの坂出工場に係る資産について、現在の市場環境を前提に収益性が低下したことに伴うものです。

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

営業取引以外の取引による取引高

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

449,527株

33.016百万円

(注) 当事業年度末の自己株式には、業績連動型株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式409.600株が含まれています。

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等各種引当金の否認、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等です。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

(単位 百万円)

# 子会社及び関連会社等

	種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					資金の貸付 (注1)	-	短期貸付金	30,151
	子会社	川崎車両(株)	(所有) 直接100%	事業機能分担会社	会社分割 (注 2) 分割資産 合計	113,581	-	-
					カ お お お お お お お お お ま う ま う ま う ま う ま う ま	103,882		
子		カワサキモータ ース(株)	(所有) 直接100%	事業機能分担会社	資金の貸付 (注1)	-	短期貸付金	24,830
	子会社				会社分割 (注 2) 分割資産 合計 分割負債 合計	161,996 110,614	-	-

- (注1) 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 会社分割に係る取引は、当社の車両事業及びモーターサイクル&エンジン事業を会社分割(簡易吸収分割)の方法により川崎車両(株)及びカワサキモータース(株)へ承継させたものです。なお、分割資産及び分割負債の金額は、分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。

# (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

1,593.52円

127.08円

# (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しています。

#### (その他)

(企業結合・事業分離に関する注記)

「連結計算書類 (その他) (企業結合・事業分離に関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しています。